

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社南都銀行		コード	8367
提出日	2026/6/9	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし						
1	中山こずゑ	社外取締役	○											○								有
2	西村隆至	社外取締役	○											○								有
3	田原祐子	社外取締役	○											○								有
4	小谷真生子	社外取締役	○											○							新任	有
5	粕谷吉彦	社外取締役	○											○								有
6	福本智之	社外取締役	○											○								有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当行は、中山こずゑ氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しています。	中山こずゑ氏は、企業および地方行政機構での経営実績に加え、グローバル企業を含む上場企業における社外役員としての実績を通じて、企業経営、地域振興およびコーポレートガバナンスに関する高い知見を有しております。当行においては、コーポレートガバナンスの高度化に向けた助言や地域発展のための示唆など、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しています。同氏は独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
2	当行は、西村隆至氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しています。また、同氏が取締役会長を務める株式会社近鉄・都ホテルズ並びに2024年6月までグループ執行役員を務めていた近鉄グループホールディングス株式会社を含む同社のグループ会社と当行との間には、定常的な銀行取引がありますが、当行との取引は、同社の連結売上高に占める当行との取引による連結売上高および当行の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。加えて、当行は近鉄グループホールディングス株式会社の株式を保有しており、同社の子会社である近畿日本鉄道株式会社も退職給付の信託財産として当行の株式を保有していますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略しています。	西村隆至氏は、鉄道、不動産、ホテル業等の事業会社における企業経営者としての豊富な経験を通じ、企業経営および組織運営、ガバナンスに関する幅広い知識と高い見識を有しております。当行においては、金融機関の枠にとらわれない視点からの地域発展に資するアドバイスと組織運営に関する助言など、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しています。同氏は独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
3	当行は、田原祐子氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しています。また、同氏が社外監査等委員を務めるサンヨーホームズ株式会社並びに社外取締役を務める兼松株式会社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、当行との取引は、両社の連結売上高に占める当行との取引による連結売上高および当行の連結業務粗利益に占める両社との取引による利益がいずれも1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではなく、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略しています。	田原祐子氏は、企業経営者としての豊富な経験に加え、人材育成・教育プログラム構築やシステム導入支援等のコンサルティング実績、上場企業における社外取締役としての経験を通じ、組織運営に関する幅広い知識と高い見識を有しております。当行においては、人的資本経営、ダイバーシティ推進およびSDGsへの取組に関する助言など、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しています。同氏は独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
4	当行は、小谷真生子氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しています。また、同氏が社外取締役を務める株式会社オープンハウスグループのグループ会社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、当行との取引は、同社の連結売上高に占める当行との取引による連結売上高および当行の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではなく、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略しています。	小谷真生子氏は、報道・経済分野における長年の活動を通じ、国内外の経済動向や企業経営に関する深い知見を有するとともに、複数の企業における社外役員等の経験を通じて、ガバナンスやESG・SDGsに関する高い見識を有しております。当行においては、地域経済の活性化、サステナビリティ経営およびダイバーシティ推進に関する助言など、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しています。同氏は独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
5	当行は、粕谷吉彦氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しています。	粕谷吉彦氏は、金融機関での豊富な経験から培われた経済・金融環境に関する高い見識に加え、複数の事業会社での企業経営者としての組織運営経験、ガバナンスに関する幅広い知見を有しております。当行においては、これまでの多様な経験と知見に基づき、内部統制の高度化に向けた指摘など、監査等委員として独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しています。同氏は独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。

6	<p>当行は、福本智之氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しています。</p>	<p>福本智之氏は、日本銀行において、北九州支店長、国際局長等を歴任し、退任後は大学教授（経済学）、上場企業での社外取締役を務めるなど、金融・経済全般に精通した豊富な経験と高い見識を有しています。当行においては、専門的な知見に基づき、内部統制の高度化に向けた指摘など、監査等委員として独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しています。</p> <p>同氏は独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。</p>
---	--	---

4. 補足説明

<p>【ご参考】独立性判断基準</p> <p>社外役員の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。</p> <p>(1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。</p> <p>(2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。</p> <p>(3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）</p> <p>(4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。</p> <p>(5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。</p> <p>(6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）</p> <p>A. 上記（1）～（5）に該当する者。</p> <p>B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。</p> <p>（注1）「最近」 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。</p> <p>（注2）「主要な取引先」 ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。 ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。</p> <p>（注3）「多額」 過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。</p> <p>（注4）「主要株主」 当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。</p> <p>（注5）「重要」 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。</p> <p>（注6）「近親者」 二親等内の親族。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。